



RYODEN

# 第82期 定時株主総会 招集ご通知

新型コロナウイルスの感染予防措置を講じた上で開催致しますが、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただけますようお願い申し上げます。  
株主総会の模様は、ライブ配信させていただきます。  
こちらのご利用もご検討ください。

※株主総会当日のお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日時

2022年6月23日(木曜日)  
午前10時(受付開始午前9時)

場所

東京都豊島区南大塚三丁目33番6号  
ホテルベルクラシック東京  
6階コンコード



パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/8084/>



菱電商事株式会社

証券コード：8084

Be a 未来-Creator as Your Partner

## 目次

株主の皆様へ	2
第82期定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	
第1号議案 定款一部変更の件(1)	7
第2号議案 定款一部変更の件(2)	8
第3号議案 取締役7名選任の件	10
第4号議案 監査役2名選任の件	16
(第82期定時株主総会招集ご通知添付書類)	
事業報告	21
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告書	48

### 経営理念

社会の変化に対応し、  
会社経営の安定と発展に努め、  
社会に貢献する。

誠実な営業活動と  
先進的な技術の提供により、  
取引先の信頼に応える。

社員の人格と個性を尊重し、  
専門性及び改革心と  
創造力の高い人材を育成する。

菱電商事グループは、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け、次の7つのテーマを事業活動における重要課題として特定し、社会課題の解決に貢献していきます。

※SDGs : Sustainable Development Goals

国連総会で採択された2030年に向けた「持続可能な開発目標」

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告の〈業務の適正を確保するための体制〉及び〈株式会社の支配に関する基本方針〉」「連結注記表」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部です。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。
- 本招集ご通知及び添付書類並びにその英語訳は当社ホームページでもご覧いただけます。

当社ホームページ <https://www.ryoden.co.jp/>

## 株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

当社グループは、2020年4月より、5ヶ年の中期経営計画「ICHIGAN 2024」をスタートさせ、「環境・安心・安全でサステナブルな社会の実現に貢献する」ことをテーマに、事業創出会社として新しい価値を創造する活動を進めています。既存中核事業の高付加価値化、新規成長事業の育成と次世代事業の開拓を柱に、収益性の向上を図る活動を続けてまいりました。

この第82期におきましては、コロナ禍が続く中で世界的な半導体不足とそれに伴う各種製品の供給に苦しみましたが、旺盛な需要に支えられたことと収益性を向上させる活動が奏功し、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも過去最高となりました。

一方で次世代成長事業の開拓は、行動制限により市場への活動が滞りましたが、一気呵成（かせい）に展開できるように着実に準備を進めてまいりました。

取り巻く環境は目まぐるしく変化していますが、歩みを止めることなく、堅実かつ大胆に全社員「ICHIGAN(一丸)」となって活動に邁進してまいります。

また当社は、2022年4月22日に創立75周年を迎えました。当社を今日まで支えてくださった株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーの皆様へ心より感謝申し上げますとともに、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月



**Anniversary**

75周年記念コーポレートマーク



取締役社長

正垣信雄

株主各位

東京都豊島区東池袋三丁目15番15号

**菱電商事株式会社**

取締役社長 正垣 信雄

## 第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当社第82期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号  
ホテルベルクラシック東京 6階 コンコード  
(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- 第82期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第82期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件（1）
- 第2号議案 定款一部変更の件（2）
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

・当日のご出席に代え、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、5頁の「議決権行使方法のご案内」に従って、2022年6月22日（水曜日）当社営業時間の終了時（午後5時30分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

## インターネットによるライブ配信についてのご案内

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

### 1. 配信日時

**2022年6月23日（木曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで**

※配信ページは、開始時間30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

### 2. ご視聴の方法

(1) 以下ウェブサイト又はQRコードを読み込みアクセスしてください。

ウェブサイトURL	<a href="https://s.srdb.jp/8084/">https://s.srdb.jp/8084/</a>
-----------	---



(2) ウェブサイトへアクセス完了後、「ライブ配信」又は「株主総会ライブ配信はこちら」から、画面の案内に従い以下のID及びパスワードのご入力をお願いいたします。


ID :	パスワード :
------	---------

### 3. ご視聴に関する留意事項

- ・ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められておりませんので、当日の決議に参加することはできません。事前に議決権行使をお済ませください。また、質問や動議を行うこともできませんのであらかじめご了承ください。
- ・ライブ配信をご覧いただけるのは株主様本人のみに限定させていただきます。代理人等によるご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・ライブ配信の写真撮影・録音・録画行為及びSNSなどでの無断公開は固くお断りします。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ホームページ(<https://www.ryoden.co.jp/>)にてお知らせいたします。

ライブ配信に  
関する  
お問い合わせ先

当日は以下受付日時、電話番号において接続方法や視聴方法についてお問い合わせいただけます。

 **0120-310-179** (通話料無料)

受付日時 6月23日(木曜日)午前9時から株主総会終了時刻まで

# 議決権行使方法のご案内

議決権行使には、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

## 当日ご出席の場合

### 会場受付にご提出



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

#### 株主総会開催日時

2022年6月23日  
(木曜日)  
午前10時

## 事前行使の場合

### 郵送によるご提出



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

#### 行使期限

2022年6月22日  
(水曜日)  
午後5時30分到着分

### インターネットでご入力

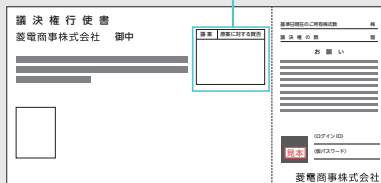


当社の指定する  
議決権行使サイト  
<https://evote.tr.mufg.jp/>  
にアクセスいただきご行使ください。  
※詳しくは次頁をご覧ください。

#### 行使期限

2022年6月22日  
(水曜日)  
午後5時30分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内



こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2号議案

賛成の場合……………「賛」の欄に○印  
否認する場合……………「否」の欄に○印

#### 第3、4号議案

全員賛成の場合……………「賛」の欄に○印  
全員否認する場合……………「否」の欄に○印  
一部の候補者を否認する場合……………  
「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号を  
ご記入ください。

### 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

- 毎日午前2時から午前5時までは取扱い休止となります。

議決権の行使は **2022年6月22日（水曜日）午後5時30分まで** 承りますが、お早めにご行先ください。

**議決権の行使システム等に関するお問い合わせ**

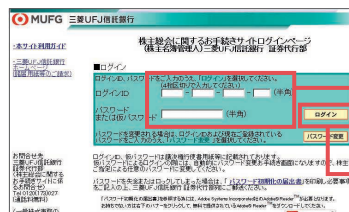
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
**0120-173-027**（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

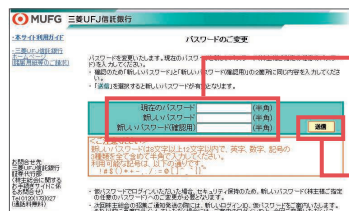
- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力しクリック。



「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「現在のパスワード」「新しいパスワード」「新しいパスワード(確認用)」のそれぞれに入力

「送信」をクリック

新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## 第1号議案 || 定款一部変更の件（1）

### 1. 変更の理由

当社は、1947年に「株式会社利興商会」として創業し、株式会社大興商会との合併を経て1958年に商号を現在の「菱電商事株式会社」に変更いたしました。その後、技術商社として多角的な事業展開、グローバル化やソリューション事業に取り組み、創立75周年を迎えた現在は、FAシステム、冷熱システム、ビルシステム、エレクトロニクスの4つのビジネスを基幹事業とし、これらの事業で培った技術にICT技術を融合した6つのマネジメントサービスプラットフォーム（ネットワーク事業）を構築、さらにスマートアグリやヘルスケアという分野にも事業を展開しています。

こうした中、当社は、従来の代理店や商社という枠組みを超えた事業創出会社として、すべてのステークホルダーに新たな価値を提供し、グローバル社会の持続的発展に貢献する企業となることを目指しています。

この75周年という節目の年に、「菱電商事」としての歴史・ブランドを引き継ぎつつ、「事業創出会社」への変貌を遂げる決意を込め、商号を「株式会社RYODEN」に変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は<u>菱電商事株式会社</u>と称する。英文では<u>Ryoden Corporation</u>とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は<u>株式会社RYODEN</u>と称する。英文では<u>RYODEN CORPORATION</u>とする。</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第1条（商号）の変更は、2023年4月1日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生後削除されるものとする。</u></p>



## 第2号議案 || 定款一部変更の件（2）

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- （1）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- （2）変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- （3）変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- （4）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>            第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>②当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p>附則</p> <p><u>第2条</u> 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>②前項の規定にかかわらず、<u>2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>③本附則は、<u>2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

## 第3号議案 || 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

本議案については、独立社外取締役2名を含む4名の委員で構成される指名報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会において決定したものです。

### 【ご参考 候補者一覧】

候補者 番号		氏名	現在の地位	在任年数	取締役会への出席状況
1	新任	※ 富澤 克行 <small>とみざわ かつゆき</small>	副社長執行役員	—	—
2	再任	※ 北井 祥嗣 <small>きたい しょうじ</small>	代表取締役 常務執行役員	8年	100% (14回/14回)
3	再任	小澤 高弘 <small>おざわ たかひろ</small>	取締役 常務執行役員	1年	100% (10回/10回)
4	新任	藤井 裕司 <small>ふじい ゆうじ</small>	社外	—	—
5	再任	白田 佳子 <small>しらた よしこ</small>	社外 独立役員	取締役	6年 100% (14回/14回)
6	再任	室井 雅博 <small>むろい まさひろ</small>	社外 独立役員	取締役	6年 100% (14回/14回)
7	新任	トーマス・ヴィッティ <small>Thomas Witty</small>	社外 独立役員	—	—

- (注) 1. ※印の各氏は、本議案をご承認いただいた場合、本総会終結後の取締役会で代表取締役に選定する予定です。  
2. 小澤高弘氏については、2021年6月24日の就任後の取締役会への出席状況を記載しております。



# 1 とみざわ かつゆき 富澤 克行 (1960年4月14日生)

新任

## 略歴、地位及び担当

1983年 4月 三菱電機株式会社入社  
 2012年 4月 同社名古屋製作所副所長  
 2015年 4月 三菱電機（中国）有限公司董事兼副総経理  
 2017年 4月 三菱電機株式会社執行役員中国総代表  
 三菱電機（中国）有限公司董事長兼総経理  
 2021年 4月 当社入社  
 2021年 6月 当社副社長執行役員（現）

■ 所有する当社株式の数  
1,400株

■ 取締役在任年数  
—

■ 取締役会への出席状況  
—

## 取締役候補者とした理由

日本の大手電機メーカーである三菱電機株式会社の要職や同社の中国事業の立ち上げから中国総代表を歴任するなど製造・販売・管理すべてにおいて高い実績とグローバルレベルでの高いマネジメント力を有しております。また、当社の副社長執行役員として優れたリーダーシップを発揮し適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者となりました。



# 2 きたい しょうじ 北井 祥嗣 (1958年10月3日生)

再任

## 略歴、地位及び担当

1982年 4月 当社入社  
 2008年 6月 当社経理部長  
 2010年 10月 当社関西支社副支社長兼総務部長  
 2013年 6月 当社経営企画室長  
 2014年 6月 当社取締役経営企画室長  
 2017年 6月 当社常務取締役経理部長  
 2018年 6月 当社取締役常務執行役員経理部長  
 2021年 4月 当社取締役常務執行役員  
 2021年 6月 当社代表取締役常務執行役員（現）

■ 所有する当社株式の数  
11,000株

■ 取締役在任年数  
8年（本総会終結時）

■ 取締役会への出席状況  
100%（14回／14回）

## 取締役候補者とした理由

経営企画、財務・経理の要職を歴任し、2014年からは当社の取締役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしています。また、常務執行役員として総務、人事及び経理などの管理部門を管掌し、適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者となりました。



### 3 おざわ たかひろ 小澤 高弘 (1960年8月20日生)

再任

#### 略歴、地位及び担当

1983年 4月 当社入社  
 2002年 6月 当社東京支社半導体・デバイス第二部長  
 2006年 4月 当社ルネサス・三菱半導体事業本部企画部長  
 2010年 6月 当社半導体・デバイス事業本部企画業務部長  
 2013年 4月 当社名古屋支社副支社長兼半導体・デバイス第一部長  
 2017年 4月 当社名古屋支社長  
 2018年 6月 当社執行役員名古屋支社長  
 2020年 6月 当社常務執行役員名古屋支社長  
 2021年 4月 当社常務執行役員DX戦略推進室長  
 2021年 6月 当社取締役常務執行役員DX戦略推進室長  
 2022年 4月 当社取締役常務執行役員経営企画室長兼DX戦略推進室長 (現)

- 所有する当社株式の数  
4,800株
- 取締役在任年数  
1年 (本総会最終時)
- 取締役会への出席状況  
100% (10回/10回)

#### 取締役候補者とした理由

事業本部の要職や支社の責任者を務めた経験を有し、2021年からは当社の取締役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督機能を適切に果たしています。また、常務執行役員として経営企画・DX戦略などの戦略部門を管掌し、適切に職務を遂行していることから、当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことができると判断したため、取締役候補者とした。



### 4 ふじい ゆうじ 藤井 裕司 (1965年11月21日生)

新任

社外

#### 略歴、地位及び担当

1989年 4月 三菱電機株式会社入社  
 2017年 4月 同社経理部次長  
 2020年 4月 同社財務部長  
 2021年 10月 同社営業本部事業企画部長 (現)  
 2021年 10月 千代田三菱電機機器販売株式会社 (現三菱電機インダストリアルソリューションズ株式会社)  
 社外監査役 (現)  
 2021年 10月 長野三菱電機機器販売株式会社 社外監査役 (現)

- 所有する当社株式の数  
0株
- 社外取締役在任年数  
—
- 取締役会への出席状況  
—

#### 重要な兼職の状況

三菱電機株式会社 営業本部事業企画部長

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三菱電機株式会社営業本部事業企画部長の職にあり、当社に関連する業界に関して豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社社外取締役として客観的な立場で経営全般の監督機能に貢献していただけると判断したため、社外取締役候補者となりました。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。



## 5 しら た よし こ 白田 佳子

(1952年12月2日生)

再任

社外

独立役員

- 所有する当社株式の数  
0株
- 社外取締役在任年数  
6年(本総会最終時)
- 取締役会への出席状況  
100%(14回/14回)

### 略歴、地位及び担当

- 1996年 4月 筑波技術短期大学情報処理科 助教授
- 2001年 4月 日本大学経済学部 助教授
- 2002年 4月 同大学経済学部 教授
- 2005年 4月 芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科 教授
- 2007年 4月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科(現ビジネスサイエンス系) 教授
- 2008年 10月 日本学術会議会員 第一部経営学委員会委員長
- 2010年 2月 ドイツ ミュンヘン大学 客員教授
- 2012年 1月 イギリス シェフィールド大学マネジメントスクール 客員教授
- 2012年 6月 **法務省法制審議会委員(現)**
- 2015年 4月 法政大学イノベーション・マネジメント研究センター 客員研究員
- 2016年 5月 **東京国税局土地評価審議会会長(現)**
- 2016年 6月 **当社社外取締役(現)**
- 2017年 4月 筑波学院大学 客員教授
- 2018年 6月 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 社外取締役
- 2019年 5月 株式会社ファミリーマート 社外監査役
- 2019年 10月 帯広畜産大学 監事
- 2020年 4月 **東京国際大学商学部 特命教授(現)**
- 2020年 4月 **東洋大学グローバル・イノベーション学専攻 客員教授(現)**
- 2021年 2月 株式会社ファミリーマート 顧問
- 2022年 4月 **国立大学法人北海道国立大学機構 監事(現)**

### 重要な兼職の状況

- 法務省法制審議会委員
- 東京国税局土地評価審議会会長
- 国立大学法人北海道国立大学機構 監事
- 東京国際大学商学部 特命教授
- 東洋大学グローバル・イノベーション学専攻 客員教授

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

財務会計や経営に関する専門的知識、会計学者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、このような視点及び独立した客観的な立場から助言・提言及びご意見をいただくなど当社社外取締役として適切に職務を遂行していただいております。このため、今後も当社の経営の監督機能の強化等に貢献していただけると判断したことから、社外取締役候補者となりました。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。



## 6 むろい まさひろ 室井 雅博 (1955年7月13日生)

再任

社外

独立役員

- 所有する当社株式の数  
0株
- 社外取締役在任年数  
6年(本総会最終時)
- 取締役会への出席状況  
100% (14回/14回)

### 略歴、地位及び担当

- 1978年 4月 野村コンピュータシステム株式会社(現株式会社野村総合研究所)入社
- 2000年 6月 同社取締役 ナレッジソリューション部門企画・業務本部長  
兼ECナレッジソリューション事業本部長
- 2002年 4月 同社取締役 常務執行役員 e-ソリューション部門長
- 2007年 4月 同社取締役 専務執行役員 企画、広報、情報システム担当、  
研究開発センター長
- 2009年 4月 同社代表取締役 専務執行役員 本社機構統括、内部統制、経営企画、  
コーポレートコミュニケーション、情報システム担当
- 2013年 4月 同社代表取締役副社長 コーポレート管掌、品質・生産革新、  
リスク管理担当
- 2015年 4月 同社取締役副会長
- 2016年 6月 **当社社外取締役(現)**
- 2017年 4月 株式会社野村総合研究所取締役
- 2017年 6月 株式会社丸井グループ 社外取締役
- 2018年 6月 **農林中央金庫 監事(現)**

### 重要な兼職の状況

**農林中央金庫 監事**

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

会社経営に加え、コーポレートガバナンス、デジタルトランスフォーメーションなどに関する豊富な知見・経験を有しており、このような視点及び独立した客観的な立場から助言・提言及びご意見をいただくなど当社社外取締役として適切に職務を遂行していただいております。このため、今後も当社の経営の監督機能の強化等に貢献していただけると判断したことから、社外取締役候補者といたしました。選任後は、引き続き上記の役割を果たすことを期待しています。



## 7 Thomas Witty トーマス・ウィッティ (1960年9月12日生)

新任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式の数  
0株

■ 社外取締役在任年数  
—

■ 取締役会への出席状況  
—

### 略歴、地位及び担当

- 1992年 11月 ハーマン・ハンメルラート&パートナー デュッセルドルフ入所
- 1995年 7月 ハーマン・ハンメルラート&パートナー 東京
- 2008年 11月 筑波大学大学院国際経営学研究科 ビジネス法専攻非常勤講師
- 2006年 1月 アーキス外国法共同事業法律事務所 東京経営パートナー (現)
- 2013年 1月 独日法律家協会 日本事務局代表 (現)

### 重要な兼職の状況

アーキス外国法共同事業法律事務所 東京経営パートナー  
独日法律家協会 日本事務局代表

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり弁護士としてグローバル企業のM&A案件に携わるなど豊富な経験や知見を有しており、日本企業のあり方、文化にも理解が深く、当社がグローバルで躍進するための経営に対する助言、ガバナンスのさらなる強化及び適切な執行の監督に貢献していただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。選任後は、上記の役割を果たすことを期待しています。

- (注)
1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
  2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、35頁に記載のとおりです。
  3. 藤井裕司氏は、現在、三菱電機株式会社の従業員であり、同社は特定関係事業者該当します。
  4. 藤井裕司氏は、当社の特定関係事業者である三菱電機株式会社から過去2年間において使用人としての報酬を受けており、今後も受ける予定です。
  5. 当社は、白田佳子氏及び室井雅博氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認可決された場合には、引き続き独立役員とする予定です。また、トーマス・ウィッティ氏の選任が承認可決された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
  6. 当社は、白田佳子氏及び室井雅博氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としています。また、両氏が再任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を更新する予定です。また、トーマス・ウィッティ氏の選任が承認可決された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定です。
  7. 当社は、取締役(社外取締役含む)を被保険者とする役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に選任された場合、同内容の役員等賠償責任保険契約を締結する予定です。



## 第4号議案 || 監査役2名選任の件

監査役 佐野昭氏及び石野秀世氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、平井出浩志氏は、佐野昭氏の補欠として、関口典子氏は、石野秀世氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期はそれぞれ当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



1 ひら い で ひろ し  
平井出 浩志 (1962年6月29日生)

新任

### 略歴及び地位

1986年 4月 三菱電機株式会社入社  
2013年 4月 同社中国支社FAシステム部長  
2017年 4月 同社関西支社副支社長  
2020年 4月 当社名古屋支社副支社長  
2020年 6月 当社執行役員名古屋支社副支社長  
2022年 4月 当社執行役員(現)

### 監査役候補者とした理由

営業部門の要職や支社の責任者を執行役員として務め、当社事業に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。上記の理由により、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、監査役候補者いたしました。

■ 所有する当社株式の数  
1,200株

■ 監査役在任年数  
—

■ 取締役会への出席状況  
—

■ 監査役会への出席状況  
—



## 2 せきぐち のりこ 関口 典子 (1964年1月23日生)

新任

社外

独立役員

■ 所有する当社株式の数  
0株

■ 社外監査役在任年数  
—

■ 取締役会への出席状況  
—

■ 監査役会への出席状況  
—

### 略歴及び地位

- 1994年 3月 公認会計士登録
- 2002年 1月 公認会計士再登録
- 2010年 11月 関口公認会計士事務所（現関口典子公認会計士事務所）所長（現）
- 2012年 7月 税理士登録
- 2015年 6月 東京応化工業株式会社 社外取締役（現）
- 2019年 1月 ちふれホールディングス株式会社 執行役員
- 2021年 6月 王子ホールディングス株式会社 社外監査役（現）

### 重要な兼職の状況

関口典子公認会計士事務所 所長  
東京応化工業株式会社 社外取締役  
王子ホールディングス株式会社 社外監査役

### 社外監査役候補者とした理由

公認会計士として、企業会計に関する豊富な経験と高度な専門性、幅広い見識に加え企業における実務経験を有しております。上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したため、社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と会社間に特別の利害関係はありません。
2. 関口典子氏の選任が承認可決された場合、株式会社東京証券取引所が規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
  3. 関口典子氏の選任が承認可決された場合には、同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額とする予定です。
  4. 当社は、監査役（社外監査役含む）を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が監査役に選任された場合、同内容の役員等賠償責任保険契約を締結する予定です。

### (ご参考) 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社は、取締役会における透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定及び監督機能を最大限発揮し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるよう考慮します。

また、取締役は独立社外取締役が3分の1を占める構成とします。

### 定時株主総会後の当社取締役会メンバーのスキル・マトリックス（予定）

氏名	当社における地位	分野							
		企業経営	業界知見	グローバルビジネス	ICT・DX	財務会計	法務・リスクマネジメント	ガバナンス・サステナビリティ	多様性異業種経験※
富澤 克行	代表取締役社長	●	●	●			●	●	●
北井 祥嗣	代表取締役 専務執行役員 指名報酬諮問委員	●	●	●	●	●		●	
小澤 高弘	取締役 常務執行役員	●	●		●				
藤井 裕司	社外取締役	●	●			●	●		●
白田 佳子	社外取締役（独立） 指名報酬諮問委員	●		●	●	●	●	●	●
室井 雅博	社外取締役（独立） 指名報酬諮問委員会 委員長	●			●			●	●
トーマス・ ヴェッティ	社外取締役（独立） 指名報酬諮問委員	●		●			●	●	●
紀藤 礼一郎	常勤監査役		●			●			
平井出 浩志	常勤監査役		●						●
鈴木 雅人	社外監査役						●	●	●
関口 典子	社外監査役					●		●	●

- (注) 1. ※印は、健全性や透明性、持続的な成長を実現するための知見として設定しています。  
2. 役付取締役及び役付執行役員は本総会終了後の取締役会で、指名報酬諮問委員会の委員及び委員長はその後の指名報酬諮問委員会で、常勤監査役は同じく取締役会後の監査役会でそれぞれ決定いたします。

(ご参考) 取締役及び監査役の選任基準・選任手続

取締役/監査役	選任基準	選任手続
社内取締役	<p>経営の意思決定及び業務執行の監督に携わる者としてふさわしい経歴、能力、リーダーシップ、中長期的視野及び高い倫理観をもつ者の中から、人格、経験、当社の取締役としての在任年数等も総合的に勘案し、候補者とします。</p>	
社外取締役	<p>次のいずれかの経歴又は能力を有する者の中から、当社の独立性基準を満たすか否かを考慮し、あわせて、人格、他社役員の兼任状況、当社社外取締役としての在任年数等を総合的に勘案し、候補者とします。また在任年数は、通算で最長8期8年以内、年齢は新任・再任にかかわらず次期取締役就任時点で満75歳以下であることを目安とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社の経営に関与した経験を有する者</li> <li>・ 財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者</li> <li>・ 当社ビジネスに関連する業界の知識や経験を有する者</li> <li>・ 弁護士等の法律の専門家</li> <li>・ その他上記各項目に準じた経歴又は能力を有する者</li> </ul>	<p>指名報酬諮問委員会への諮問を経て取締役会で決定します。取締役会は、提案について審議し、取締役候補者を決定し、取締役の選任に関する議案を株主総会に提出します。</p>
監査役	<p>次のいずれかの経歴又は能力を有する者の中から、人格、他社役員の兼任状況、当社の監査役としての在任年数等を総合的に勘案し、候補者とします。また在任年数は、通算で最長2期8年以内、年齢は新任・再任にかかわらず次期監査役就任時点で満75歳以下であることを目安とします。</p> <p>社外監査役については、当該選任基準に加え、当社の独立性基準を満たすか否かも確認の上、候補者とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社の経営に関与した経験を有する者</li> <li>・ 財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者</li> <li>・ 当社ビジネスに関連する業界の知識や経験を有する者</li> <li>・ 弁護士等の法律の専門家</li> <li>・ 取締役、執行役員、管理部門、内部監査部門等の経験を有する者</li> <li>・ その他上記各項目に準じた経歴又は能力を有する者</li> </ul>	<p>指名報酬諮問委員会への諮問、監査役会の同意を経て取締役会で決定します。取締役会は、提案について審議し、監査役候補者を決定し、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出します。</p>

### (ご参考) 社外役員の独立性基準

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、次の各号のいずれにも該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しています。

- (1) 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者、又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
  - (2) 当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - (3) 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者
  - (4) 当社グループの会計監査人又はその社員等として所属する者
  - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
  - (6) 当社グループから多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者（当該寄付を得ている者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
  - (7) 当社グループの主要な借入先又はその業務執行者
  - (8) 当社の主要株主又はその業務執行者
  - (9) 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
  - (10) 過去3年間に於いて、第2号乃至前号に掲げるいずれかに該当していた者
  - (11) 前各号に掲げるいずれかに該当する者（重要な業務執行者に限る。）の配偶者及び二親等内の親族
  - (12) 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者
- ※1 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。
- ※2 「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して商品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。
- ※3 「当社グループの主要な取引先」とは、当社グループが商品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。
- ※4 「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が直近事業年度において1,000万円を超え、かつ、その者の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。
- ※5 「主要な借入先」とは、直近事業年度に係る事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先をいう。
- ※6 「主要株主」とは、直近事業年度末における議決権保有割合が10%以上（間接保有の場合を含む。）の株主をいう。
- ※7 「重要な業務執行者」とは、取締役及び部長格以上の使用人である者をいう。
- ※8 「社外役員の相互就任の関係」とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

以上

# 1 企業集団の現況に関する事項

## 1. 事業の経過及びその成果

### (1) 事業の状況

当連結会計年度における世界経済は、欧米を中心にワクチン接種が進んだほか、大型経済対策の効果により総じてコロナ危機による落ち込みから回復を続けたものの、2021年後半は東南アジアでのコロナ感染拡大などによるサプライチェーンの混乱や半導体不足などの供給制約に加え、オミクロン株などによる感染再拡大、エネルギー価格の高騰により回復のペースは鈍化しました。また、足もとではロシアによるウクライナへの侵攻が世界経済のリスクとなり、先行き不透明な状況が続いています。

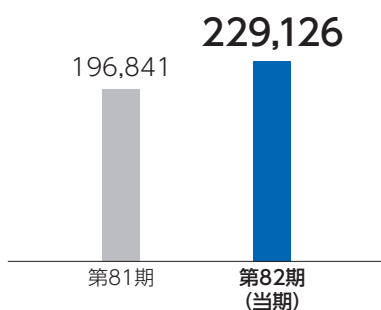
国内経済においては、2021年9月末まで緊急事態宣言などが断続的に発出されたことで、特に個人消費の低迷が顕著となりました。緊急事態宣言が解除された10月以降は、社会経済活動の段階的引き上げに伴い対面型サービスへの支出が持ち直し、企業業績の改善を背景に設備投資も広がりましたが、2022年初以降はオミクロン株の急拡大に直面し、資源高と円安による原材料の調達費上昇も重なったことで、企業収益は下振れ模様となりました。

当社グループの取引に関する業界は、電子部品は車載や産業機器向けの需要が高止まりしたことで、部材を含めた逼迫状況が継続し、工作機械は電気自動車や半導体関連設備向けの需要が高水準で推移しました。

このような状況下、当社グループの中期経営計画「ICHIGAN 2024」は2年目を迎え、代理店、商社の枠を超えた事業創出会社として新たな価値を創造していくことに引き続き取り組みました。

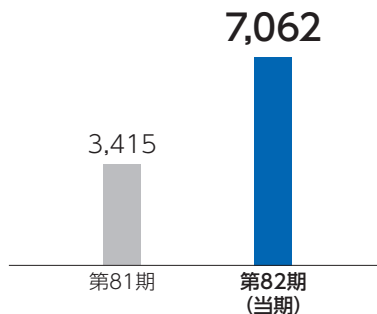
### 売上高

(単位：百万円)



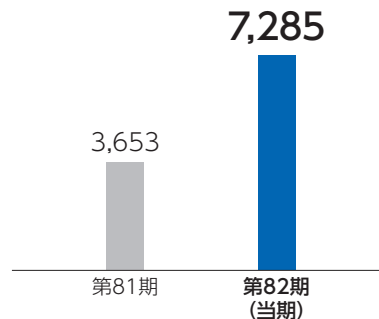
### 営業利益

(単位：百万円)



### 経常利益

(単位：百万円)



その結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高2,291億26百万円(前期比16.4%増)、営業利益70億62百万円(前期比106.7%増)、経常利益72億85百万円(前期比99.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益50億4百万円(前期比113.6%増)となり、各段階利益はいずれも過去最高となりました。

なお、当期の期末剰余金の配当につきましては、2022年1月の公表どおり、普通配当28円に創立75周年記念配当2円を加えた1株当たり30円(年間58円)といたしました。

## (2) 事業別売上高の状況

区 分	第81期		第82期		前 期 比
	連結売上高	構 成 比	連結売上高	構 成 比	
■ FAシステム	35,713百万円	18.1%	42,985百万円	18.8%	120.4%
■ 冷熱ビルシステム	27,278百万円	13.9%	24,750百万円	10.8%	90.7%
■ ICTシステム	7,605百万円	3.9%	6,999百万円	3.1%	92.0%
■ エレクトロニクス	126,272百万円	64.1%	154,456百万円	67.3%	122.3%
合 計	196,841百万円	100.0%	229,126百万円	100.0%	116.4%

(注) 事業別の連結売上高は百万円未満を切り捨てし、合計値はすべてを集計ののち、百万円未満を切り捨てて表示しています。

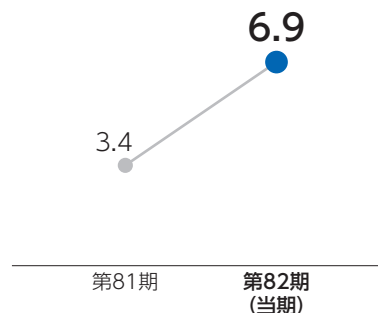
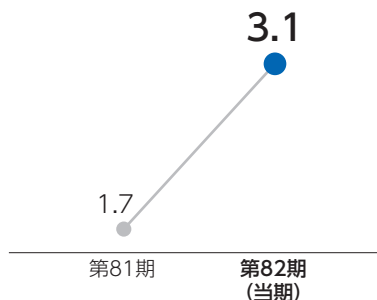
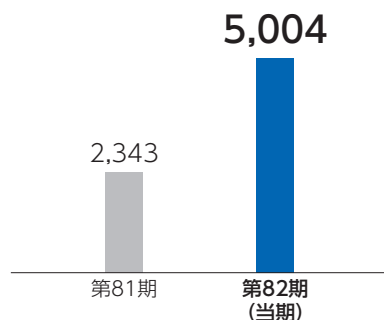
親会社株主に帰属する  
当期純利益  
(単位：百万円)

営業利益率

(単位：%)

ROE

(単位：%)



### (3) 事業別の状況

## FAシステム

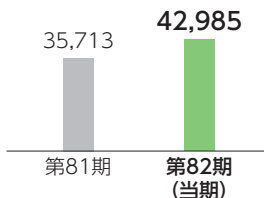
#### 主要な事業内容

顧客の生産現場での課題の解決やQCD（Quality, Cost, Delivery）改善のための付加価値の高いFAシステムを提供しています。FAコントローラ製品、各種駆動製品をはじめNC装置・ロボット、加工機まで幅広いラインアップに加え、産学共同のレーザー技術など当社オリジナル・ソリューションであらゆる生産現場のニーズに応えます。

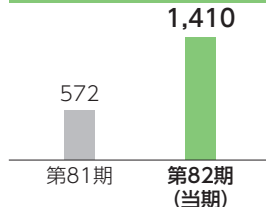
当社取扱商品の一部が供給不足となりましたが、国内製造業向けの設備投資案件に持ち直しの動きが見られ、また半導体製造装置及び工作機械向けの販売が好調に推移しました。

その結果、売上高は429億85百万円（前期比20.4%増）、営業利益は14億10百万円（前期比146.3%増）となりました。

#### 売上高の推移 (単位：百万円)



#### 営業利益の推移 (単位：百万円)



三菱電機(株)製協働ロボット (MELFA ASSISTA)



三菱電機(株)製シーケンサ

## 冷熱ビルシステム

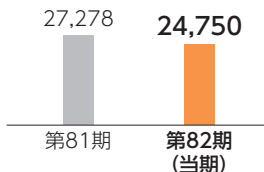
#### 主要な事業内容

オフィスや生産現場、物流工程などの様々な現場における各種設備機器から空調、クリーンルームや省エネ支援などのトータルソリューションを提供しています。顧客が望むあらゆる空調環境・低温環境などの提案を実施し、ビルマネジメント・ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の推進により、安全で快適な環境を実現します。

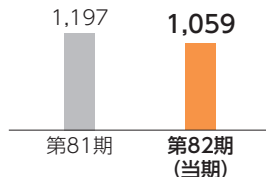
換気・暑熱需要及び冷蔵・冷凍需要が下支えたものの、当社主要取扱商品の納期の長期化及び部材の供給不足による新規案件の延期・中止などの影響を受け、低調に推移しました。

その結果、売上高は247億50百万円（前期比9.3%減）、営業利益は10億59百万円（前期比11.5%減）となりました。

#### 売上高の推移 (単位：百万円)



#### 営業利益の推移 (単位：百万円)



#### ファシリアDD



三菱電機(株)製設備用パッケージエアコン

#### DRIFT MADE ELEVATOR NEXCUBE



三菱電機(株)製展望用エレベーター



## ICTシステム

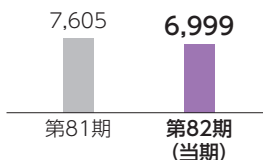
### 主要な事業内容

自動車・機械をはじめあらゆる産業分野にIoT技術を用いた当社独自のソリューションを提供しています。安心安全をモットーに幅広い分野でビジネスを展開しており、ヘルスケアやスマートアグリにも事業領域を拡げています。

ヘルスケア分野では、感染症関連商材や院内のIT設備関連ビジネスが引き続き堅調に推移しました。一方、スマートアグリ分野では、生産事業へのビジネスモデル転換に向けた自社植物工場の建設に注力したことにより低調に推移し、またネットワークシステム分野では、モニタリングなどの工場管理システムの新規受注が低調に推移しました。

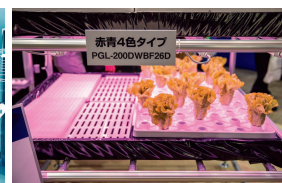
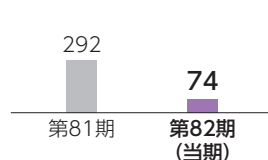
その結果、売上高は69億99百万円（前期比8.0%減）、営業利益は74百万円（前期比74.5%減）となりました。

### 売上高の推移 (単位:百万円)



医療情報システム (イメージ)

### 営業利益の推移 (単位:百万円)



植物工場関連設備  
(栽培用LED及び栽培ラック)

## エレクトロニクス

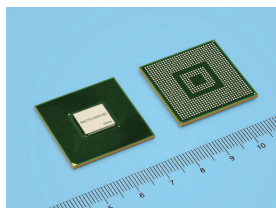
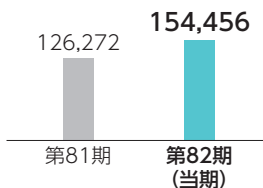
### 主要な事業内容

日々進化するエレクトロニクス産業の最先端で、顧客に最適な半導体・デバイス品を提供するとともに、高度化するニーズに対するソリューションも提供しています。長年培ったエレクトロニクス技術で、安心・安全な環境社会に貢献しています。

国内では、車載市場は半導体不足による自動車メーカーの生産調整もありましたが、カーナビなどのインフォテインメント機器向けの販売が好調に推移し、また産業機器市場についても半導体需要の高まりを受けた半導体製造装置・工作機械向けの販売が好調に推移したことにより、増収となりました。

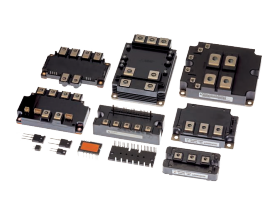
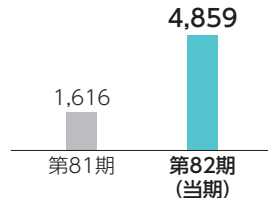
海外子会社では、中国地域の産業機器関連、欧米地域の車載関連向け販売が好調に推移し、増収となりました。その結果、売上高は1,544億56百万円（前期比22.3%増）、営業利益は48億59百万円（前期比200.6%増）となりました。

### 売上高の推移 (単位:百万円)



ルネサス エレクトロニクス(株)製  
車載情報端末向けSoC[R-Car M2]

### 営業利益の推移 (単位:百万円)



三菱電機(株)製SiC  
パワーモジュール

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は3億95百万円であり、その主なものは、新基幹システム構築に係る費用等です。なお、これらに要する資金はすべて自己資金をもって充当しています。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達として特記すべき重要な事項はありません。

## 4. 対処すべき課題

### 【経営環境】

エネルギー価格の高騰などに起因する高インフレの長期化や先進国での利上げなどの金融政策の転換に加え、ロシアによるウクライナ侵攻で拍車がかかった資源高や物流の混乱が世界経済のリスクとなっています。また国内でも資源・エネルギー価格、原材料価格の高騰などにより日本経済の回復シナリオが描き難しくなっています。

このような状況下、当社グループは、2020年度を始期とする5ヶ年の中期経営計画「ICHIGAN 2024」の達成に向け、「代理店・商社の枠を超えた事業創出会社として、新たな価値を生み出し続けることができる会社」を目指し、デジタルトランスフォーメーション（DX）を強力に推進していくことを戦略テーマとしています。「成長事業のビジネスモデル確立と次世代新規ビジネスの創出」、「基幹中核事業における生産性の向上」、「事業推進基盤の強化」という3つの成長エンジンで収益の最大化を図り、すべてのステークホルダーに新たな価値を提供し、グローバル社会の持続的発展に貢献する事業活動を進め、2050年に向け100年企業として環境・安心・安全でサステナブルな社会の実現に貢献いたします。

### 【ICHIGAN 2024の進捗（DXの推進） ～主な成果と今後の取り組み～】

#### ①成長事業のビジネスモデル確立と次世代新規ビジネスの創出

成果	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"><li>・スマートアグリではビジネスモデルを転換。子会社「ブロックファーム」で革新的な先端技術を活用した省エネルギー型次世代植物工場の建設に着手し、生産事業への参入を予定</li><li>・次世代新規ビジネスとしてクラウド統合管理システム（サブスクリプションモデル）事業の立ち上げ</li><li>・ヘルスケアでは中小病院向けIT事業において一定規模の売上を確保</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・スマートアグリでの生産事業への参入と次世代農業バリューチェーンの構築による収益化</li><li>・ネットワークでは製造業向けを中心としたクラウドサービスの提案を拡大</li><li>・ヘルスケアでの電子カルテ、医療情報システム等の販売拡大による収益基盤の確立</li></ul>

## ②基幹中核事業における生産性の向上

成果	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F Aシステムではロボット・画像処理関連を中心にシステムエンジニアリングビジネスが進展</li> <li>・ 冷熱システムでは販売パートナーとの協業推進と共にエンジニアリング機能を強化</li> <li>・ エレクトロニクスでは高付加価値新規事業として注力した次世代モビリティ向けソリューションのデザイン・インに成功</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ F Aシステムは製造業D Xを踏まえた商材・サービスの発掘と提案力の強化</li> <li>・ 冷熱システムは環境試験設備等の産業冷熱ビジネスの拡大</li> <li>・ エレクトロニクスは事業ポートフォリオの最適化に向けた事業推進体制の整備とF A E強化によるアナログ品の拡販強化</li> </ul>

## ③事業推進基盤の強化

成果	今後の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材育成については、チーム力強化研修等「組織力強化」を同時にかけ合わせることで、「個の強化」に加えて「場の質の向上」によりイノベーションを起こせる人材の育つ土壌や環境作りを実施</li> <li>・ 働きやすさと働きがい向上の追求を目指して働き方変革グランドデザインを策定</li> <li>・ 事業推進体制の最適化により、戦略機能強化と意思決定スピードの向上を実現</li> <li>・ 新基幹システムリリースによるI C T基盤強化と情報セキュリティ強化を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サステナブル経営推進体制の確立</li> <li>・ プライム市場上場企業として「より一段高いコーポレートガバナンス」の実践</li> <li>・ プロセスの標準化とデジタルライゼーションの活用により業務効率化と生産性向上を実現</li> <li>・ 引き続きデジタル基盤整備とI C Tインフラ強化に注力</li> </ul>

#### ④経営目標

	2021年度実績	2024年度目標
営業利益	70億円	100億円以上
営業利益率	3.1%	3.8%
新事業売上高	2018年度比1.6億円減	2018年度比150億円増
新事業売上総利益率	16%	18%
R O E	6.9%	8.0%

- 営業利益は増益計画の柱としていた新事業の進捗に遅れがあったものの基幹中核事業であるF Aシステム・エレクトロニクスが下支えし過去最高益を記録しました。今後も営業利益率向上に向けたさらなる構造改革に取り組み、標準化による効率化と新商材開拓、ソリューションビジネスの実践により高利益率ビジネスを推進いたします。
- 新事業についてはスマートアグリが生産事業へのビジネスモデルへの転換に注力したことに加え、I C Tシステムのその他の各事業が行動制限により市場への活動が滞ったことで2021年度実績は低調に推移しました。しかしながらセンサ、L o R a通信、組込みA Iなどの技術を活用したクラウド型サブスクリプションなどの新事業の芽が着実に育ちつつあり、今後はこれらの早期立ち上げと拡販に注力するとともに、次世代農業における新事業モデルの確立を加速してまいります。
- R O Eは前年より3.5ポイント改善しました。財務レバレッジをかけるのではなく、収益力の向上と資産効率向上を通じて引き続きその向上に取り組んでまいります。

※中期経営計画「ICHIGAN 2024」の内容は、当社HP又はRYODEN REPORT 2021をご覧ください。

当社HP：<https://www.ryoden.co.jp>

RYODEN REPORT 2021：<https://www.ryoden.co.jp/img/uploads/2021/11/RR2021.pdf>

## 5. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

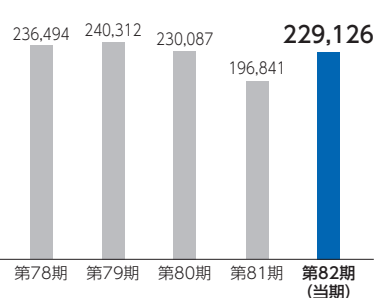
区 分	第78期	第79期	第80期	第81期	第82期
売上高 (百万円)	236,494	240,312	230,087	196,841	229,126
経常利益 (百万円)	5,055	5,648	5,758	3,653	7,285
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,588	3,731	3,860	2,343	5,004
1株当たり当期純利益 (円)	165.44	171.98	177.77	107.79	229.99
総資産 (百万円)	133,710	132,729	128,304	125,529	140,970
純資産 (百万円)	64,057	65,716	67,557	69,919	74,766

(注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しています。そのため、第78期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、第78期の1株当たり当期純利益を算定しています。

2. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第79期の期首から適用しており、第78期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっています。

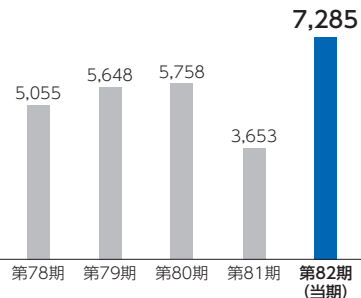
## 売上高の推移

(単位:百万円)

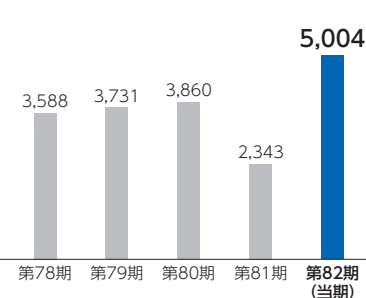


## 経常利益の推移

(単位:百万円)

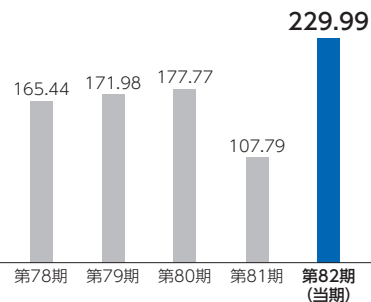
親会社株主に帰属する  
当期純利益の推移

(単位:百万円)



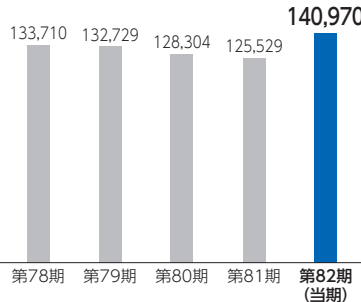
## 1株当たり当期純利益の推移

(単位:円)



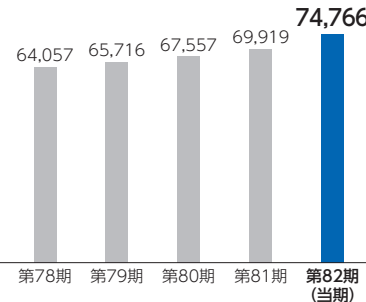
## 総資産の推移

(単位:百万円)



## 純資産の推移

(単位:百万円)



## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	主要な事業内容
菱商テクノ株式会社	65百万円	空調機器の保守・サービス
菱商電子(上海)有限公司	260万USドル	FAシステム品・エレクトロニクス品の仕入・販売
菱商香港有限公司	550万香港ドル	エレクトロニクス品の仕入・販売
RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD	300万シンガポールドル	エレクトロニクス品の仕入・販売
RYOSHO (THAILAND) CO., LTD.	150百万バーツ	FAシステム品・冷熱システム品・エレクトロニクス品の仕入・販売

- (注) 1. 上記各社に対する当社の議決権比率は、いずれも100%です。  
2. 2022年3月31日現在における当社の連結子会社は上記の重要な子会社5社を含む10社、持分法適用会社は2社です。  
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

### (2) 企業結合の状況

2021年度における重要な企業結合等はありません。

### (3) その他

三菱電機株式会社は当社の関係会社で、当社の株式を7,755千株（議決権比率35.7%）保有しています。

なお、同社と当社グループとの当連結会計年度における取引は、仕入高の15.7%、売上高の8.0%の割合を占めています。

## 7. 主要な事業所

	<b>本社</b>	東京都豊島区
<b>菱電商事</b>	<b>国内</b>	東日本支社（東京都）、西日本支社（大阪府）、中日本支社（愛知県）の3支社・24事業所・2営業所（計29拠点）
	<b>国内</b>	菱商テクノ株式会社 双和テクニカル株式会社 ブロックファーム合同会社
<b>子会社</b>	<b>海外</b>	菱商電子（上海）有限公司（中国） 菱商香港有限公司（香港） 台湾菱商股份有限公司（台湾） 菱商韓国株式会社（韓国） RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD（シンガポール） RYOSHO (THAILAND)CO.,LTD.（タイ） RYOSHO ENGINEERING (THAILAND)CO.,LTD.（タイ） RYOSHO VIETNAM CO., LTD.（ベトナム） RYOSHO U.S.A., INC.（アメリカ） RYOSHO EUROPE GmbH（ドイツ） RYOSHO MEXICO,S.A. de C.V.（メキシコ）の11現地法人（支店等を含め計19拠点）

## 8. 従業員の状況

### (1) 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減
FAシステム	305名	30名減
冷熱ビルシステム	242名	±0
ICTシステム	60名	7名減
エレクトロニクス	514名	37名減
全社（共通）	93名	1名減
合 計	1,214名	75名減

(注) 上記従業員数には、契約社員、当社グループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループから当社グループ外への出向者及び休職者は含んでいません。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,016名	66名減	43.8歳	17.3年

(注) 上記従業員数には、契約社員、他社からの出向者を含み、他社への出向者及び休職者は含んでいません。

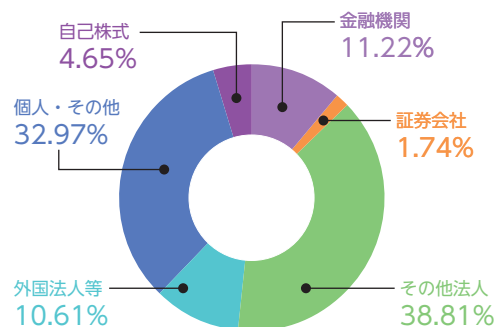


## 2 会社の概況

### 1. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	56,550,000株
(2) 発行済株式の総数	22,824,977株
(うち自己株式)	1,061,811株
(3) 株主数	33,169名

株式所有比率グラフ



#### (4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	7,755千株	35.63%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,429千株	6.57%
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	589千株	2.70%
菱電商事従業員持株会	476千株	2.18%
シチズン時計株式会社	414千株	1.90%
東京海上日動火災保険株式会社	326千株	1.49%
光通信株式会社	217千株	0.99%
BNYMSANV RE BNYMIL RE LF MORANT WRIGHT NIPPON YIELD FUND	215千株	0.98%
明治安田生命保険相互会社	203千株	0.93%
株式会社三菱UFJ銀行	180千株	0.82%

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しています。

## 2. 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称 (付与決議日)	新株予約権の数	目的である株式の 種類及び数	保有者数	払込金額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
			取締役 (社外取締役 を除く)			
第2回新株予約権 (2015年5月15日 取締役会決議)	8個	普通株式 4,000株	2名	払込を 要しない。	1円	2015年6月2日から 2035年6月1日まで
第3回新株予約権 (2016年5月13日 取締役会決議)	17個	普通株式 8,500株	2名	払込を 要しない。	1円	2016年6月1日から 2036年5月31日まで
第4回新株予約権 (2017年5月15日 取締役会決議)	16個	普通株式 8,000株	3名	払込を 要しない。	1円	2017年5月31日から 2037年5月30日まで
第5回新株予約権 (2018年5月15日 取締役会決議)	22個	普通株式 11,000株	4名	払込を 要しない。	1円	2018年6月1日から 2038年5月31日まで
第6回新株予約権 (2019年5月15日 取締役会決議)	28個	普通株式 14,000株	4名	払込を 要しない。	1円	2019年6月1日から 2039年5月31日まで
第7回新株予約権 (2020年5月15日 取締役会決議)	32個	普通株式 16,000株	4名	払込を 要しない。	1円	2020年6月2日から 2040年6月1日まで
第8回新株予約権 (2021年6月24日 取締役会決議)	26個	普通株式 13,000株	4名	払込を 要しない。	1円	2021年7月13日から 2041年7月12日まで

(注) 1.新株予約権の行使条件

予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができるものとし、その他の条件については、第2回～第7回新株予約権は当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に、第8回新株予約権は新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めます。

2.当社は2017年10月1日付で2株につき1株の割合で株式併合を行っています。これに伴い、新株予約権の目的となる株式数を新株予約権1個につき500株といたしました。

3.第5回～第8回新株予約権には、保有者のうち1名が執行役員として交付された新株予約権が含まれています。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

名称 (付与決議日)	新株予約権の数	目的である株式の 種類及び数	交付者数	払込金額	行使価額 (1株当たり)	権利行使期間
			執行役員			
第8回新株予約権 (2021年6月24日 取締役会決議)	37個	普通株式 18,500株	10名	払込を 要しない。	1円	2021年7月13日から 2041年7月12日まで

## (注) 新株予約権の行使条件

予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができるものとし、その他の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めます。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
正 垣 信 雄	代表取締役社長	
北 井 祥 嗣	代表取締役	常務執行役員 管理部門管掌、総務・人事・経理担当、監理担当代行
田 中 修	取締役	常務執行役員 戦略部門管掌、経営企画室長、環境・品質担当、新事業推進担当代行
※ 小 澤 高 弘	取締役	常務執行役員 DX戦略推進室長
宮 岸 昌 光	取締役	三菱電機株式会社 監査部長
白 田 佳 子	取締役	法務省法制審議会委員 東京国税局土地評価審議会会長 帯広畜産大学 監事 東京国際大学商学部 特命教授 東洋大学グローバル・イノベーション学専攻 客員教授
室 井 雅 博	取締役	農林中央金庫 監事
佐 野 昭	常勤監査役	
紀 藤 礼 一 郎	常勤監査役	
石 野 秀 世	監査役	
鈴 木 雅 人	監査役	弁護士 (弁護士法人三宅法律事務所パートナー)

- (注) 1. ※印の小澤高弘氏は、2021年6月24日開催の第81期定時株主総会において新たに選任された取締役です。  
2. 2021年6月24日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって、山崎秀治氏は任期満了により取締役を退任いたしました。  
3. 取締役 宮岸昌光氏、白田佳子氏及び室井雅博氏は、会社法に定める社外取締役です。  
4. 監査役 石野秀世氏及び鈴木雅人氏は、会社法に定める社外監査役です。  
5. 取締役 白田佳子氏及び室井雅博氏、並びに監査役 石野秀世氏及び鈴木雅人氏は、(株)東京証券取引所の定める独立役員です。  
6. 監査役 紀藤礼一郎氏は、長年にわたり管理部門の要職や内部監査部門の責任者を務めた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。  
7. 監査役 石野秀世氏は、会計検査院等において要職を歴任しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。  
8. 取締役 宮岸昌光氏の重要な兼職先である三菱電機株式会社は、当社の筆頭株主であり、当社グループのほとんどの事業で代理店契約を締結し、主要な仕入先です。また、エレクトロニクスにおいては、大口顧客でもあります。  
取締役 白田佳子氏の重要な兼職先である帯広畜産大学は、2022年4月1日付で法人統合し国立大学法人北海道国立大学機構として発足し、同氏は同日付で同機構の監事に就任しています。  
取締役 室井雅博氏の重要な兼職先である農林中央金庫は、当社の借入金金融機関のひとつですが、当社との特別な関係はありません。  
監査役 鈴木雅人氏の重要な兼職先である弁護士法人三宅法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。  
9. 2022年4月1日付をもって、次のとおり取締役の担当を一部変更しました。  
取締役 田中修 常務執行役員 環境・品質担当、新事業推進担当代行  
取締役 小澤高弘 常務執行役員 戦略部門管掌、経営企画室長兼DX戦略推進室長  
10. 当社は、白田佳子氏、室井雅博氏、石野秀世氏及び鈴木雅人氏との間に、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員及び社外派遣役員であり、保険料は取締役会の承認を踏まえ、当社負担としています。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、社外取締役が過半数を占める指名報酬諮問委員会の諮問を経て2021年2月24日開催の取締役会で以下のとおり定めています。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しています。

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社の経営理念に沿って、企業価値の中長期的な拡大につながるものであること</li> <li>・ 株主との利害の共有を図るものであること</li> <li>・ ステークホルダーに対し、説明可能な内容であり、透明なプロセスを経て決定すること</li> </ul>
構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取締役（社外取締役を除く） 役位に基づく定額報酬、業績連動報酬（賞与）及び中期の業績向上を目的とした株式報酬型ストック・オプションにより構成する。</li> <li>・ 社外取締役 本人の社会的地位や会社への貢献度等を勘案した定額報酬のみとする。</li> </ul>
決定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名報酬諮問委員会への諮問を通じ、取締役会で決定する。</li> </ul>
定額報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取締役（社外取締役を除く） 役位ごとに一定額を定め、会社の業績、個々人の業績への貢献度及び役割・責任の達成度を総合的に勘案し取締役会で決定する。支給の時期は、毎月一定の時期とする。</li> <li>・ 社外取締役 本人の社会的地位、会社への貢献度及び就任の事情などを総合的に勘案し、取締役会で決定する。支給の時期は、毎月一定の時期とする。</li> </ul>

<p>業績連動報酬 (賞与)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、業績指標 (KPI) を反映した現金報酬を業績連動報酬 (賞与) として支給する。</li> <li>・具体的には、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益に応じた役位別の金額を、業績水準も勘案した上で取締役会で決定する。支給の時期は、毎年一定の時期とする。</li> </ul>
<p>非金銭報酬 (株式報酬型ストック・オプション)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の業績と株式価値との連動性をより明確にし、株主との価値共有を高めるため、非金銭報酬として新株予約権を割り当てる。</li> <li>・具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものとする。</li> <li>・新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。また、割当個数は、別途定めるストック・オプション報酬基準額を当該新株予約権 1 個当たりの公正価額 (算定にはブラック・ショールズ・モデルを用いる) で除して算出し、株主総会で決議された新株予約権の総数を上回らない範囲内で取締役会で決定する。</li> </ul>
<p>支給割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位の役位ほど業績連動報酬 (賞与) 及び株式報酬型ストック・オプションのウェイトが高まる構成とし、取締役社長はおおむね定額報酬：業績連動報酬 (賞与)：株式報酬型ストック・オプション=60：20：20、それ以外の取締役 (社外取締役を除く) はおおむね定額報酬：業績連動報酬 (賞与)：株式報酬型ストック・オプション=70：15：15とする。</li> </ul>

## ②監査役の報酬等の額又は算定方法に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は定額報酬とし、監査役 (社外監査役を除く) は、個々人の会社への貢献度、役割・責任の達成度を総合的に勘案し、社外監査役は本人の社会的地位、会社への貢献度及び就任の事情などを総合的に勘案し、監査役の協議により決定します。

## ③取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の総額			報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
		定額報酬	賞与	株式報酬型ストック・オプション	
取締役	7名	108百万円	25百万円	19百万円	153百万円
(うち社外取締役)	2名	14百万円	－百万円	－百万円	14百万円
監査役	4名	49百万円	－百万円	－百万円	49百万円
(うち社外監査役)	2名	12百万円	－百万円	－百万円	12百万円

- (注) 1. 上記員数及び報酬等の額には、2021年6月24日開催の第81期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名が含まれています。また、社外取締役3名のうち1名には報酬を支払っていません。
2. 単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、取締役(社外取締役を除く)に対して業績連動報酬(賞与)を支給しています。その算定方法は37頁に記載のとおりであり、上記の額は取締役4名(社外取締役は除く)に支給する予定額です。
3. 当社の業績と株式価値との連動性をより明確にし、株主との価値共有を高めるため、取締役(社外取締役を除く)に対して非金銭報酬として株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)を付与しています。その算定方法及び内容は37頁に記載のとおりであり、上記株式報酬型ストック・オプションの額は株式報酬型ストック・オプションとして取締役4名(社外取締役は支給対象外)に付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額です。
4. 賞与・株式報酬型ストック・オプションの算定に用いた業績指標は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、当該指標を選択した理由は、株主との利害の共有を図ることを目的としたものです。なお、その推移は28頁に記載のとおりです。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第70期定時株主総会において年額400百万円以内(うち社外取締役分30百万円以内)と決議されています(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は16名(うち、社外取締役は1名)です。
6. 2013年6月27日開催の第73期定時株主総会において、当該定時株主総会の終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止し、これに伴い同定時株主総会で重任した取締役(社外取締役を除く)15名に対し、当社の所定の基準に従い相当額の範囲において退職慰労金を打ち切り支給するものとし、その支給の時期は退任の時、具体的金額、方法等は、取締役会の決議に一任することが決議されています。当該定時株主総会終結時点での取締役(社外取締役を除く)の員数は15名です。
7. 金銭報酬とは別枠で、2013年6月27日開催の第73期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対し、年額100百万円の範囲内で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることが決議されています。具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるもので、当該定時株主総会終結時点での取締役(社外取締役を除く)の員数は15名です。
8. 監査役の金銭報酬の額は、2013年6月27日開催の第73期定時株主総会において年額80百万円以内と決議されています。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は4名です。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ①重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先と当社との関係につきましては、35頁に記載のとおりであります。

##### ②社外役員の当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席回数	主な活動状況
社外取締役	宮岸 昌光	[取締役会] 12/14回 (86%)	主に当社に関する業界で培われた豊富な経験・幅広い見識に基づき取締役会で積極的に発言するとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に適切な役割を果たしています。また、指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度に開催した上記委員会9回中7回に出席し、指名報酬諮問委員会の委員として、役員の指名・報酬に関する審議、サクセッションプランの策定・運用の深化や推進にあたり、専門的な知見を活かした客観性・透明性のある提言を行い、当社の企業価値向上に尽力しています。
社外取締役	白田 佳子	[取締役会] 14/14回 (100%)	主に大学等における研究活動を通じて培われた財務会計や経営に関する専門的知識及び会計学者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき取締役会で積極的に発言するとともに、様々な角度から助言・提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督などに適切な役割を果たしています。また、指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度に開催した上記委員会のすべて(9回)に出席し、指名報酬諮問委員会の委員として、役員の指名・報酬に関する審議、サクセッションプランの策定・運用の深化や推進にあたり、専門的な知見を活かした客観性・透明性のある提言を行い、当社の企業価値向上に尽力しています。
社外取締役	室井 雅博	[取締役会] 14/14回 (100%)	主に企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき取締役会で積極的に発言するとともに、助言・提言を行い、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に適切な役割を果たしています。また、指名報酬諮問委員会の委員を務め、当事業年度に開催した上記委員会のすべて(9回)に出席し、指名報酬諮問委員会の委員として、役員の指名・報酬に関する審議、サクセッションプランの策定・運用の深化や推進にあたり、専門的な知見を活かした客観性・透明性のある提言を行い、当社の企業価値向上に尽力しています。
社外監査役	石野 秀世	[取締役会] 14/14回 (100%) [監査役会] 5/5回 (100%)	会計検査院等において要職を歴任する中で培った豊富な経験と高い知見に基づき、独立した立場と客観的な視点から発言を行っています。
社外監査役	鈴木 雅人	[取締役会] 14/14回 (100%) [監査役会] 5/5回 (100%)	長年にわたり弁護士として企業法務の経験を重ねた専門的知識と幅広い経験に基づき、独立した立場と客観的な視点から発言を行っています。



## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

54百万円

#### ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

54百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬の額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社の重要な子会社のうち、菱商電子(上海)有限公司、菱商香港有限公司、RYOSHO TECHNO SINGAPORE PTE LTD及びRYOSHO (THAILAND) CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けています。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、経営基盤・財務体質の強化のための内部留保の拡充と事業拡大のための投資財源への活用を基本として、株主各位への適正な利益還元を実施してまいります。剰余金の配当につきましては各事業年度の連結業績及び中長期的なグループ戦略等を勘案のうえ、利益還元を実施したいと考えています。また、自己株式の取得につきましても、株価の動向や財務状況を勘案のうえ実施する予定です。

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、機動的な配当政策を実施するため、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨及び剰余金の配当基準日を3月31日及び9月30日とする旨を定款に定めています。

- ◎ 以上のご報告は、次により記載されています。
1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示。
  2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示。

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>126,093</b>
現金及び預金	11,587
受取手形、売掛金及び 契約資産	51,474
電子記録債権	21,992
有価証券	52
商品及び製品	32,850
その他	8,163
貸倒引当金	△27
<b>固定資産</b>	<b>14,877</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,764</b>
建物及び構築物	675
機械装置及び運搬具	254
工具、器具及び備品	236
土地	2,597
<b>無形固定資産</b>	<b>806</b>
ソフトウェア	752
その他	54
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,306</b>
投資有価証券	7,305
長期前払費用	124
繰延税金資産	453
その他	2,705
貸倒引当金	△281
<b>資産合計</b>	<b>140,970</b>

(単位：百万円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>62,585</b>
支払手形及び買掛金	40,117
電子記録債務	14,776
短期借入金	822
未払法人税等	1,633
その他	5,235
<b>固定負債</b>	<b>3,618</b>
退職給付に係る負債	2,818
その他	800
<b>負債合計</b>	<b>66,204</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>72,442</b>
資本金	10,334
資本剰余金	7,449
利益剰余金	55,458
自己株式	△800
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,145</b>
その他有価証券評価差額金	1,652
為替換算調整勘定	850
退職給付に係る調整累計額	△357
<b>新株予約権</b>	<b>178</b>
<b>純資産合計</b>	<b>74,766</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>140,970</b>

## 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		229,126
売上原価		202,979
<b>売上総利益</b>		<b>26,147</b>
販売費及び一般管理費		19,084
<b>営業利益</b>		<b>7,062</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	208	
持分法投資利益	80	
その他	145	434
営業外費用		
支払利息	24	
為替差損	18	
貸倒引当金繰入額	42	
その他	126	212
<b>経常利益</b>		<b>7,285</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	20	20
特別損失		
投資有価証券評価損	6	
関係会社株式評価損	1	8
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>7,297</b>
法人税、住民税及び事業税	2,118	
法人税等調整額	174	2,293
<b>当期純利益</b>		<b>5,004</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>5,004</b>

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,334	7,437	51,671	△813	68,629
会計方針の変更による 累積的影響額			1		1
会計方針の変更を反映した 当期首残高	10,334	7,437	51,672	△813	68,630
当期変動額					
剰余金の配当			△1,218		△1,218
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,004		5,004
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		12		13	25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計		12	3,786	13	3,811
当期末残高	10,334	7,449	55,458	△800	72,442

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その 他 有 価 証 券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退 職 給 付 に 係 る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	1,633	69	△573	1,129	160	69,919
会計方針の変更による 累積的影響額						1
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,633	69	△573	1,129	160	69,920
当期変動額						
剰余金の配当						△1,218
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,004
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	18	781	215	1,015	18	1,034
当期変動額合計	18	781	215	1,015	18	4,845
当期末残高	1,652	850	△357	2,145	178	74,766

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>112,522</b>
現金及び預金	6,308
受取手形	3,514
電子記録債権	21,471
売掛金	43,895
契約資産	1,133
有価証券	52
商品及び製品	26,288
前渡金	294
前払費用	15
短期貸付金	1,564
未収入金	5,730
その他	2,280
貸倒引当金	△29
<b>固定資産</b>	<b>17,087</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,665</b>
建物及び構築物	674
機械及び装置	246
車輛・運搬具	0
工具、器具及び備品	213
土地	2,524
リース資産	7
<b>無形固定資産</b>	<b>753</b>
ソフトウェア	750
その他	3
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,667</b>
投資有価証券	5,051
関係会社株式	3,307
その他の関係会社有価証券	5
関係会社長期貸付金	850
長期前払費用	123
繰延税金資産	776
その他	2,678
貸倒引当金	△126
<b>資産合計</b>	<b>129,610</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>59,481</b>
支払手形	531
電子記録債務	14,776
買掛金	37,110
短期借入金	600
リース債務	5
未払金	1,299
未払費用	1,347
未払法人税等	1,554
前受金	221
預り金	290
役員賞与引当金	25
その他	1,718
<b>固定負債</b>	<b>4,205</b>
退職給付引当金	3,422
リース債務	9
預り保証金	746
資産除去債務	27
<b>負債合計</b>	<b>63,686</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>64,091</b>
資本金	10,334
資本剰余金	7,449
資本準備金	7,355
その他資本剰余金	94
利益剰余金	47,107
利益準備金	788
その他利益剰余金	46,319
土地圧縮積立金	238
別途積立金	11,100
繰越利益剰余金	34,980
自己株式	△800
<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,652</b>
その他有価証券評価差額金	1,652
<b>新株予約権</b>	<b>178</b>
<b>純資産合計</b>	<b>65,923</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>129,610</b>

## 損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		201,988
売上原価		179,186
売上総利益		22,802
販売費及び一般管理費		16,920
営業利益		5,881
営業外収益		
受取利息及び配当金	369	
その他	148	517
営業外費用		
支払利息	19	
為替差損	82	
その他	121	223
経常利益		6,175
特別利益		
投資有価証券売却益	20	20
特別損失		
投資有価証券評価損	6	6
税引前当期純利益		6,189
法人税、住民税及び事業税	1,861	
法人税等調整額	57	1,918
当期純利益		4,271

# 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				利益剰余金合計
						土地圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	10,334	7,355	82	7,437	788	238	24	11,100	31,901	44,053
会計方針の変更による累積的影響額									1	1
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,334	7,355	82	7,437	788	238	24	11,100	31,902	44,054
当期変動額										
剰余金の配当									△1,218	△1,218
当期純利益									4,271	4,271
特別償却準備金の取崩							△24		24	
自己株式の取得										
自己株式の処分			12	12						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計			12	12			△24		3,077	3,053
当期末残高	10,334	7,355	94	7,449	788	238	-	11,100	34,980	47,107

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△813	61,012	1,633	1,633	160	62,806
会計方針の変更による累積的影響額		1				1
会計方針の変更を反映した当期首残高	△813	61,013	1,633	1,633	160	62,807
当期変動額						
剰余金の配当		△1,218				△1,218
当期純利益		4,271				4,271
特別償却準備金の取崩						
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	13	25				25
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			18	18	18	37
当期変動額合計	13	3,078	18	18	18	3,115
当期末残高	△800	64,091	1,652	1,652	178	65,923



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

菱 電 商 事 株 式 会 社  
取 締 役 会 御 中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 池内 基明  
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 倉持 直樹  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、菱電商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、菱電商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・監査人が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

菱電商事株式会社  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 池内 基明  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 倉持 直樹  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、菱電商事株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、オンライン形式も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

菱電商事株式会社 監査役会

常勤監査役	佐野	昭	㊟
常勤監査役	紀藤	礼一郎	㊟
社外監査役	石野	秀世	㊟
社外監査役	鈴木	雅人	㊟

以上

(ご参考)

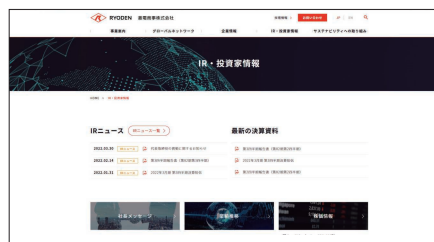
## 株主メモ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会基準日	3月31日
定時株主総会	毎年6月
配当金受領株主確定日	期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日
単元株式数	100株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料) 〈郵送先〉〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
公告方法	電子公告により行う。 公告掲載URL <a href="https://www.ryoden.co.jp">https://www.ryoden.co.jp</a> ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっています。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっていますので、上記特別口座の口座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。
4. 当社の剰余金の配当に関するご案内につきましては、当社ホームページに掲載しています。
5. 市区町村から通知されたマイナンバーは、株式の税務関係の手続が必要となります。このため、株主様から、お取引の証券会社等へマイナンバーをお届いただく必要がございます。

当社ホームページ <https://www.ryoden.co.jp>



# 株主総会会場 ご案内図

会場

東京都豊島区南大塚三丁目33番6号  
ホテルベルクラシック東京 6階 コンコード



交通の  
ご案内

- JR山手線

「大塚駅」

南口から徒歩約2分

- 都電荒川線

「大塚駅前駅」

南側出口から徒歩約2分

- 東京メトロ丸の内線

「新大塚駅」

出口1、2から徒歩約7分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。  
※株主総会当日のお土産はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。

環境に配慮した植物油インキを使用しています。